

令和8年度
久喜市重点対策加速化事業補助金
申請の手引き
(高効率空調・高効率照明)



令和8年4月 久喜市

【注意事項】 申請をする前に必ずお読みください。

(申請者に関すること)

- ・本補助金は、法人又は個人事業者が、久喜市で自らが事業を実施している事業所（店舗、事務所、工場等）に自らの資金で設置する高効率照明機器及び高効率空調機器の補助金を申請するためのものです。

(申請・着工時期に関すること)

- ・申請時点で未契約か、令和8年4月1日以降の契約の方が交付対象となります。
- ・市からの交付決定※以降に工事着手する事業に限り、交付対象となります。
- ・令和9年2月17日（水）までに実績報告が提出できる事業に限りです。

※交付申請（申請書の提出）ではなく、交付決定（市からの交付決定通知書が出たとき）であることにご注意ください。市からの交付決定（書類不備等がなければ交付申請から概ね2週間後）が出る前に着工すると、補助金を受けることができなくなります。

- ・申請は先着順に受付を行い、予算額に達した時点で募集を終了します。

(その他)

- ・本補助金の交付対象経費と重複して、本市の他の補助金や、国の補助金を含む国庫補助を原資とする他の補助金等を受けることはできません。
- ・導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。
- ・虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

1. 募集期間

交付申請期限：令和8年5月18日（月）から令和8年12月25日（金）まで

※令和9年2月17日（水）までに実績報告が提出できる事業に限ります。

※予算額に達した時点で募集は終了します。

2. 補助対象設備

以下の仕様を満たしたものに限りです。

(1) 高効率空調機器

- ・久喜市内に設置するものであること
- ・商用化され、導入実績があるもの
- ・中古設備でないこと
- ・既設の空調機器と入れ替えることにより当該空調機器に対して30%以上二酸化炭素の排出抑制効果が得られるもの
- ・国実施要領別紙2の2ウ（チ）aに定める交付要件を満たすこと

(2) 高効率照明機器

- ・久喜市内に設置するものであること
- ・商用化され、導入実績があるもの
- ・中古設備でないこと
- ・調光制御機能等^{※1}を有し、固有エネルギー消費効率(lm/W)の基準値を満たす^{※2}LED照明であること
- ・国実施要領別紙2の2ウ（チ）cに定める交付要件を満たすこと

※1 調光制御機能等を有するとは、スケジュール制御、明るさセンサによる一定照度制御、在/不在調光制御のいずれかの機能を有することを指します。

※2 固有エネルギー消費効率(lm/W)の基準値を満たすとは、光源色が昼光色・昼白色・白色の場合は100以上、光源色が温白色・電球色の場合は50以上のことを指します。

3. 補助率

(1) 高効率空調機器

補助対象事業費（設置工事費含む・税抜）×1/2（千円未満切捨て） 上限 100万円

(2) 高効率照明機器

補助対象事業費（設置工事費含む・税抜）×1/2（千円未満切捨て） 上限 50万円

4. 補助対象者以下の条件をすべて満たす方

- ・市内に事業所を有する民間事業者

※本店所在地が久喜市外であっても、久喜市の事業所に設置する場合は対象になります。

- ・市民税を滞納していない者
- ・補助対象設備に対し、市や国の財源を原資とした他の補助金等を受けていない、又は受ける予定のない者

5. 交付申請

(1) 提出書類

1	交付申請書(様式第1号)
2	交付申請額の根拠となる書類(見積書等)の写し※1
3	補助対象設備の要件である仕様、規格等を確認できるもの(カタログ等)
4	CO2 削減効果算定表(高効率空調のみ)※2
5	事業を行っていることがわかる書類 (個人事業者の場合)営業許可証、開業届出書、確定申告書の写し等 (法人の場合)登記事項証明書の写し
6	前年度の市税の納税状況がわかる書類 (個人事業者の場合)前年度の個人市民税の納税証明書の写し (法人の場合)前年度の法人市民税の納税証明書の写し
7	その他市長が必要と認める書類※3

※1 見積書等は、機器の積算内容、メーカー、型番等の内訳を記載したものに限りま

※2 高効率空調機器の補助要件の一つである「従来の機器よりも30%以上のCO2削減効果」を示すためのものです。製品の消費電力量を確認するときは、製品のカタログ、メーカーのホームページ又は「しんきゅうさん」(環境省のサイト)を参考にしてください。

※3 審査にあたって確認できないことがある場合に、別途提出をお願いするものです。

(2) 提出方法

(1) の提出書類を下記の申請受付窓口へ提出してください。

提出方法：窓口への持参又は郵送

提出先：久喜市 環境経済部 環境課 ゼロカーボン推進係

(〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38 番地 (菖蒲行政センター3階))

電話番号：0480-85-1111

6. 注意事項

- ・全ての書類がそろい、記入漏れがない場合に、内容審査開始となります。不備や疑義がある場合は交付決定できませんので、特に事業終了間際の申請はご注意ください。
- ・交付申請書の「連絡調整先」に記載がある場合は、書類の不備等は当該担当者に連絡します。
- ・申請書や添付書類を元にお問い合わせをすることがありますので、お手元に控え(申請書等のコピーや作成したデータ等)を保管しておいてください。

7. 交付決定

上記申請書類に不備がなく、内容が適切な場合、概ね2週間以内に交付決定を行います。

この交付決定が出てから、工事を着工してください。

書類不備や内容に疑義がある場合は久喜市から申請者または「連絡調整先」へ連絡します。

なお、虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

8. 交付決定後の変更等

交付決定後に申請時から変更（中止）する必要がある場合は、以下の手順が必要です。

<ul style="list-style-type: none">・補助金の交付決定額の増減 （工事費が増額、又は減額した等）・設置の中止 （高効率空調・高効率照明の設置を中止する）・その他補助要件に影響があるもの	<p>変更した部分の工事着手前に重点対策加速化事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）の提出</p> <p>※変更交付決定が出てから変更部分の工事着手になります。</p> <p>※予算上限に達している場合、増額は認められません。</p>
--	---

9. 実績報告

設置工事が終わったら速やかに実績報告を提出してください。

(1) 提出期限

以下のいずれか早い方

- ・設置工事完了日から起算して 30 日
- ・令和9年2月17日（水）

(2) 提出書類

1	実績報告書（様式第6号）
2	補助対象事業に係る契約書（工事請負契約書）の写し
3	補助対象設備の設置に係る支払いを証する書類
4	補助対象設備の設置が確認できる写真
5	補助対象設備の保証書の写し ※新品を導入したことが確認できる出荷証明書でも可
6	その他市長が必要と認めるもの※1

※審査にあたって確認できないことがある場合に、別途提出をお願いするものです。

(3) 提出方法

(2) の提出書類を下記の申請受付窓口に提出してください。

提出方法：窓口への持参又は郵送

提出先：久喜市 環境経済部 環境課 ゼロカーボン推進係

（〒346-0192 久喜市菖蒲町新堀 38 番地（菖蒲行政センター3階））

電話番号：0480-85-1111

(4) 注意事項

① 共通

- ・全ての書類がそろい、記入漏れがない場合に、内容審査開始となります。不備や疑義がある場合は額の確定ができませんので、特に最終報告期限間際の提出はご注意ください。
- ・実績報告書のみで確認できない部分がある場合は、現地確認させていただく場合があります。
- ・実績報告書や添付書類を元にお問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（実績報告書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

② 郵送

- ・書類紛失を防ぐため、レターパック、簡易書留等追跡可能な方法での提出を推奨します。
- ・書類が到着したことを確認した時点で、その旨をメール（メールで対応できない場合は電話）で、交付申請書の「本申請等に係る連絡調整先」へご連絡します。発送後、7営業日経過しても連絡がない場合は、窓口までお問い合わせください。

10. 設備設置後の注意事項

(1) 財産処分等の制限

補助対象設備の法定耐用年数は、高効率空調機器、高効率照明機器いずれも15年です。補助事業を実施した方は、法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、貸与、または担保に供するなどの『財産処分等』を行うときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

(2) 関係書類の保管

補助事業を実施した方は、事業終了年度の翌年度から起算して、5年間関係書類を保管する必要があります（データ保管が可能なものは、データで構いません）。

11. 申請手続きの流れ

申請時の書類の流れは下図のようになります。

